

令和2年度手話通訳者養成講習会運営要領（通訳Ⅱ）

1 目的

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術の習得を目的とする。

2 対象者

手話通訳者養成講習会（手話通訳Ⅰ課程）を修了した者又はこれと同程度の知識と技術を有する者

3 実施主体

愛媛県

4 実施場所

愛媛県視聴覚福祉センター

（〒790-0811 松山市本町六丁目 11 番 5 号）

5 受講人員

40 名程度

6 受講料

無料（テキスト代及び課題提出にかかる通信料は受講者負担）

使用テキスト：厚生労働省手話通訳者養成カリキュラム対応

「手話通訳Ⅱホップステップジャンプ」「講義テキスト」

7 講習の日程等（別紙参照）

8 受講申込み

（1）実施方法が変更となっています。裏面連絡事項を必ずお読みいただいた上で、お申込みください。

（2）受講希望者は、別紙受講申込書を愛媛県視聴覚福祉センター宛に郵送してください。

※ 申込み時に、申込者の住所・氏名を記入した返信用封筒及び手話通訳Ⅰ課程修了証書の写しを同封してください。なお、既に手話通訳Ⅱ課程を修了されている方は、再受講出来ません。

（3）申込み締め切りは、6月15日（月）とします。

（4）受講決定については、その可否を受講申込者に通知します。

9 修了証書の交付

講習会の修了者（8割以上の課題提出）には、修了証書を交付します。

10 申込書の提出先・問い合わせ先

愛媛県視聴覚福祉センター（〒790-0811 松山市本町六丁目 11 番 5 号）

電話 089-923-9093

FAX 089-923-9224 （担当：神野）

連絡事項

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施方法を変更します。別紙日程表を目安に教材（テキスト及び当センターより配布する DVD や資料等）を用いた自宅学習とし、集合形式での開催は最終日のみとなります。※ 下記受講環境が必要となりますのでご注意ください。

① DVD が視聴できる環境であること。

② スマートフォン等での動画撮影及び音声録音が可能であること。

③ 上記②の提出のため、LINE アカウントを持っていること。

- 1 受講の可否をお知らせしますので、申込者の住所・氏名を記入した返信用封筒・84 円切手貼付（長形 3 号・宛名は様と記入）及び手話通訳 I 課程修了証書の写しを同封してください。なお、既に手話通訳 II 課程を修了されている方は、再受講出来ません。

* 申込みは、6 月 15 日（月）必着とします。

- 2 使用テキスト：手話通訳 II 課程（ホップステップジャンプ）税込 3,080 円
：講義テキスト 税込 1,870 円

* 入手方法

(1) 受講申込書にテキストの購入希望有無を記入してください。

(2) テキスト代金は、7 月 13 日（月）までにお振込みください。振込先はテキスト送付時に書面にてご案内します。

- 3 当事業の様子を撮影させていただくことがあります。撮影した画像・映像は、センターホームページ等で使用させていただきますので、差支えのある方はお申し出ください。なお、個人での無断撮影はお断りいたします。

- 4 新型コロナウイルスの感染状況等により、実施方法・日程・会場（愛媛県視聴覚福祉センターでの開催を含む）等の変更を行う場合があります。予めご了承ください。